目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第１章 大綱策定の趣旨

　１ 大綱の位置付け

　２ 関連計画等との整理と大綱の期間

　　（１）関連計画等との整理

　　（２）大綱の期間

第２章 基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第３章 大綱の基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

　１　幼児教育の充実

　２　義務教育の充実

　３　生涯学習の充実

　　（１）学術及び文化の振興

　　（２）生涯スポーツの振興

第４章 大綱の推進にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

　１　教育大綱を実現するための施策等

　２　推進体制

（巻末）参考資料　・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・6

　　関係法令条文（抜粋）

　　中之条町憲章

はじめに

中之条町は、昭和５０年に制定した中之条町民憲章を具現化するために、教育基本法に則り、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進してきました。

今後も、時代を超えて変わらぬ教育の理念を念頭に、町民一人一人の個性や主体性、意欲などを尊重した生涯学習を展開するとともに、子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を目指していきます。そこで、時代の変化に対応した教育施策を展開していくために、「中之条町教育大綱」を定め、本町の教育・文化及びスポーツの振興等に関しての基本的な方向性を示します。

第１章　大綱策定の趣旨

１　大綱の位置付け

中之条町教育大綱は、平成２７年４月１日に一部改正により施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第１条の３に基づき策定するものです。また、この大綱は、教育に関する基本的な計画として策定するもので、「教育基本法」第１７条第２項に基づく本町の「教育振興基本計画」としても位置付けるものです。

中之条町総合計画第７次構想のうち、教育・文化及びスポーツの振興等に関する施策の展開方針を基礎にして策定します。

２　関連計画等との整理と大綱の期間

（１）関連計画等との整理

国及び群馬県等において策定済みの以下の計画及び動向等も踏まえ策定するものとします。

・国の第４期教育振興基本計画（計画期間：令和５年度～令和９年度）

・群馬県教育ビジョン（第４期群馬県教育振興基本計画）

（計画期間：令和６年度４月～令和 11 年度３月）

・中之条町総合計画第７次構想（計画期間：令和８年度～令和 17 年度）

（２）大綱の期間

期間は令和８年度を始期、令和１７年度を終期とする１０ヶ年間とします。なお、特別に見直しの必要が生じた場合には、総合教育会議にて見直すものとします。

第２章　基本理念

少子高齢化、人口減少、高度情報化、国際化の進展及び地球環境との調和などが時代的な課題となっています。このような中で、学術及び文化やスポーツに親しみ、町民が生きがいのある生活をおくれるよう学校教育や生涯学習の充実を図ることによって、「ふるさと中之条町を愛し　明るく　かしこく　たくましく　未来を切り拓く人づくり」を目指します。

○ **中之条町を愛し**	→	**郷土に愛着と誇りをもつ人づくり**
○ **明るく**	→	**心豊かでハツラツとした人づくり**
○ **かしこく**	→	**自然と文化を活かし、学ぶ意欲があふれる人づくり**
○ **たくましく**	→	**生涯を通して、心身共に健やかな人づくり**

第３章 大綱の基本目標

中之条町と中之条町教育委員会は一致して、社会の様々な今日的な課題に対応し、以下の基本目標の実現を図ります。

１ 幼児教育の充実

豊かな人生を歩むための土台として、自分自身をかけがえのない存在であると感じられる幼児教育を実現します。親と子の信頼関係や子ども相互の好ましい人間関係の構築を重要課題とし、家庭や地域社会と連携しながら一人一人を大切にした教育指導を展開するとともに、幼児がのびのびと遊べる環境づくりを通して、人格形成の基礎を培います。

２ 義務教育の充実

地域の特性を生かした魅力ある教育活動と、創意工夫のある主体的な教育活動が展開される学校を目指し、地域に開かれた、信頼される学校づくりを推進します。また、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら未来社会を切り拓くための資質・能力を育成します。

３ 生涯学習の充実

（１）学術及び文化の振興

多様な学術及び文化に親しむことを通して、町民一人一人が豊かな感性や創造性をはぐくむとともに、生涯を通して生きがいをもてる文化活動の場を提供します。また、地域に根ざした貴重な伝統文化や文化財の保護・保存・継承に努めるとともに、積極的な公開や活用を図ります。

（２）生涯スポーツの振興

幼児から高齢者まで各個人に応じたスポーツに親しめるよう機会の充実を図ります。また、関係団体の育成や施設の整備等によりスポーツ活動の推進を通して、心身共に健康に生活できる環境を構築します。

第４章 大綱の推進にあたって

１ 教育大綱を実現するための施策等

大綱に位置づけた基本目標の実現のため、中之条町教育行政における具体的政策となる「中之条町教育行政方針」を定めるものとします。「中之条町教育行政方針」の策定に当たっては、町長と教育委員会で構成される総合教育会議を通して協議を行い、その結果を踏まえながら、年度毎に策定するものとします。

２ 推進体制

（１）町長、教育長、教育委員による総合教育会議を中心に、町長部局と教育委員会とが連携し、基本目標の実現に向け、具体的に施策を推進していきます。

（2）推進組織

組 織 図

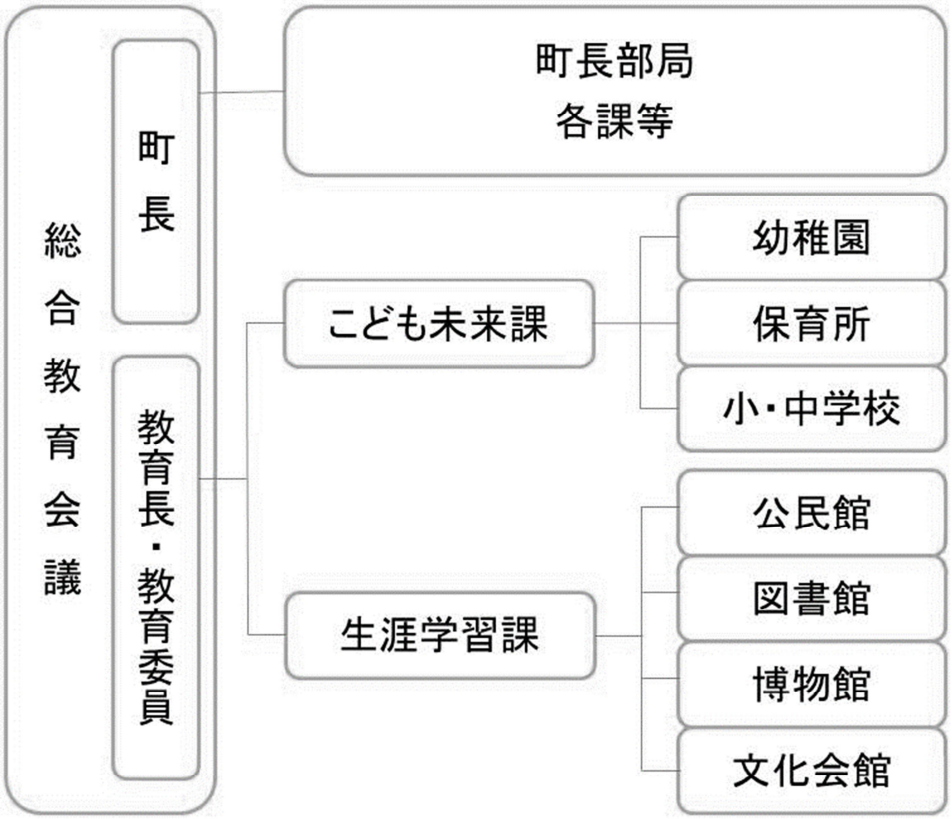

（巻末）参考資料

関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律　（昭和 31 年法律第 162 号）

（大綱の策定等）

第１条の３　地方公共団体の長は、教育基本法第１７条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

２　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第１項の総合教育会議において協議するものとする。

３　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　第１項の規定は、地方公共団体の長に対し、第２１条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法　（平成 18 年法律第 120 号）

（教育振興基本計画）

第１７条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。